



鳥取県公報

平成27年 4 月 28 日 (火)
第 8 6 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	自立支援医療機関の指定 (304) (障がい福祉課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (305) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (306) (経済産業総室) 2
	土地改良区役員の就退任 (307) (東部農林事務所) 3
	土地区画整理法による換地処分 (308) (技術企画課) 4
	河川整備計画の変更 (309) (河川課) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (310) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (311) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (312) (〃) 5
	開発行為に関する工事の完了 (313) (西部総合事務所生活環境局) 5
	土地改良区役員の就退任 (314) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (39) 6
◇ 公 告	土地収用法施行令による公示送達 (県土総務課) 7
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 7
	平成27年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) 11
	落札者の決定 (4件) (集中業務課) 11

告 示

鳥取県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	まごころ訪問看護ステーション	米子市皆生二丁目13-13	精神通院医療	平成27年5月1日

鳥取県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人はるひな	岩美郡岩美町長谷814	ぷらすone	鳥取市興南町143-1	就労継続支援B型	平成27年4月22日

鳥取県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）米子市米原6丁目複合店舗
米子市米原六丁目257 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田 健 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治 東京都港区赤坂九丁目7-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,508平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数

- ア 位置 8の書類に記載のとおり
- イ 収容台数 97台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 19.24立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成27年4月13日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成27年4月28日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市東町161-2 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年4月28日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654

〃 村 上 力 鳥取市江津601

〃 山 本 誠 鳥取市江津638
 〃 新 田 一 郎 鳥取市江津679
 〃 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 監 事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 〃 高 田 忠 治 鳥取市江津635
 平成27年 3 月 31 日 退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 誠 鳥取市江津638
 〃 村 上 力 鳥取市江津601
 〃 新 田 一 郎 鳥取市江津679
 〃 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 〃 浜 橋 謙 二 鳥取市江津685
 監 事 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 〃 高 田 忠 治 鳥取市江津635
 平成27年 4 月 1 日 就任 任期 2 年

鳥取県告示第308号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業江津土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成27年 4 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第309号

平成13年鳥取県告示第394号で公表した河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 4 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を変更した河川
日野川水系（指定区間）
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所日野振興センター並びに米子市建設部土木課、日吉津村建設産業課、南部町建設課、伯耆町地域整備課、日南町建設課、日野町産業振興課及び江府町建設課

鳥取県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する

平成27年 4 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人十字会	老健のじま訪問リハビリセンター	倉吉市瀬崎町2714-1	平成27年 5 月 1 日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第311号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
米子医療生活協同組合	ヘルパーステーションおたか	米子市尾高1812	平成27年4月21日	訪問介護

鳥取県告示第312号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
米子医療生活協同組合	ヘルパーステーションおたか	米子市尾高1812	平成27年4月21日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第313号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 27 年 3 月 26 日 鳥取県指令第 201400203660 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市竹内町字高岡 1133
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町 2205-1
橋本 善雄

鳥取県告示第314号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋 153
 " 長 田 潤之助 西伯郡大山町下市 844
 " 籠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣 181
 " 影 山 宏 明 西伯郡大山町門前 988-1
 " 高 虫 寛 西伯郡大山町茶畑 131-2
 " 二 宮 靖 徳 西伯郡大山町豊成 2581

〃 飯 田 政 好 西伯郡大山町長田353
〃 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1
〃 齊 藤 優 米子市淀江町西原717
〃 仲 田 祐 康 米子市日下541
〃 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤92-3
〃 遠 藤 達 也 西伯郡伯耆町富江708
〃 野 坂 康 夫 米子市義方2-1
〃 森 田 増 範 西伯郡大山町國信324
〃 森 安 保 西伯郡伯耆町小野435
〃 竹 内 敏 朗 日野郡江府町久連181
監 事 西 村 暁 西伯郡大山町御崎92
〃 徳 永 健 西伯郡大山町倉谷488-1
〃 石 倉 俊 男 米子市淀江町淀江836-2

平成27年4月11日退任

就任した役員の名及び住所

理 事 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋153
〃 長 田 潤之助 西伯郡大山町下市844
〃 籠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣181
〃 影 山 宏 明 西伯郡大山町門前988-1
〃 高 虫 寛 西伯郡大山町茶畑131-2
〃 二 宮 聖 貴 西伯郡大山町豊成2581
〃 奥 田 隆 夫 西伯郡大山町長田297
〃 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1
〃 齊 藤 優 米子市淀江町西原717
〃 仲 田 祐 康 米子市日下541
〃 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤92-3
〃 遠 藤 達 也 西伯郡伯耆町富江708
〃 野 坂 康 夫 米子市義方2-1
〃 森 田 増 範 西伯郡大山町國信324
〃 森 安 保 西伯郡伯耆町小野435
〃 竹 内 敏 朗 日野郡江府町久連181
監 事 西 村 暁 西伯郡大山町御崎92
〃 徳 永 健 西伯郡大山町倉谷488-1
〃 景 山 健 二 米子市淀江町中間636-1

平成27年4月12日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成27年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年4月30日（木） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

- (1) 平成27年度市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会研修会について
- (2) その他

公 告

土地収用法施行令（昭和26年法律第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成27年4月28日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 植平 剛

2 公示事項

一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事に係る土地収用事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第2項の規定に基づく裁決書は、本人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	開発者の住 所又は主た る事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為の工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開発事 業区域 の土地 の面積	開発行 為をし ようと する森 林の土 地の面 積	開発行 為に係る 森林の土 地の面積		
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博 代表取締役 牧野 清造	米子市淀江 町佐陀712- 2	西伯郡伯耆 町父原地内	真砂土 の採取	31.5206 ヘクタ ール	31.3684 ヘクタ ール	18.3706 ヘクター ル	平成27年5月 18日から平成 32年5月17日 まで	平成27 年4月 15日

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年4月28日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	20名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	6名程度
社会福祉	福祉コース	4名程度
	心理コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	2名程度
保 健 師		2名程度
農 業		3名程度
林 業		3名程度
土 木		9名程度
獣 医 師		4名程度
畜 産		1名程度
水 産		2名程度
建 築		1名程度
機 械		1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額177,000円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師（公衆衛生コース）及び保健師 昭和55年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和40年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成28年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成28年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了

	した者又は平成28年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース)	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成28年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第100回(平成27年)以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成28年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成28年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成28年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務(総合分野コース)以外

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式又は記述式)、論文試験及び適性検査

イ 事務(総合分野コース)

教養試験(多肢選択式)、エントリーシート、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(2) 試験期日

平成27年6月28日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

専修大学神田キャンパス1号館 東京都千代田区神田神保町三丁目8

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成27年7月下旬から8月中旬(予定)

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 事務(総合分野コース)以外

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式又は記述式)の得点を合計した得点の高

い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点を行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点（事務（総合分野コース）にあっては、エントリーシートの得点）にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 27 年 7 月 9 日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 27 年 8 月下旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 28 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年5月8日(金)午前0時から同月20日(水)午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成27年5月8日(金)から同月25日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年5月25日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成27年度財務会計システム運営業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成27年3月26日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 163,445,796円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県庁舎で使用する電気の供給 |
|-------------------|-----------------|

	予定使用電力量（供給期間総計）9,176,220キロワット時
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成27年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社鳥取営業所 鳥取市新品治1-6
5 落 札 金 額	161,001,246円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成27年1月16日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）5,972,832キロワット時
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成27年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社鳥取営業所 鳥取市新品治1-6
5 落 札 金 額	95,614,593円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成27年1月16日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）2,793,711キロワット時
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成27年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8-7
5 落 札 金 額	55,615,107円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成27年1月16日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 4 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）3,877,989キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成27年 2 月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目 8 - 7 |
| 5 落 札 金 額 | 69,834,188円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成27年 1 月16日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220 |
-